

## 災害時における一時的な滞在施設に関する協定書

大分市（以下「甲」という。）と株式会社レンブラントホテル大分（以下「乙」という。）は、大規模災害時における市民等の生命、身体を守るための一時的な滞在施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

### （使用施設）

第1条 乙は、その所有する2階3階バンケットルームなどを公共福祉の立場から無償で甲に使用させるものとする。

2 建物の使用範囲についてはその都度甲乙協議をして定めるものとする。

### （施設使用目的等）

第2条 甲は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により帰宅が困難となった者のほか、家屋の倒壊、焼失、浸水等の被害を受けた市民が一時的に使用する施設として使用物件を使用するものとする。

2 一時滞在施設の提供期間は、おおむね3日間とし、収容人数については、既に利用している方を優先として1,000人を上限とする。

### （協力の要請）

第3条 甲は、使用物件を一時的に滞在する施設として使用する必要があると認めたときには乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした応援要請（様式第1号）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、事後に要請書を提出するものとする。

（1）要請の理由

（2）要請内容

（3）指示事項その他必要な事項

### （所有権移転等の場合の措置）

第4条 乙は、使用物件の現状を変更し、または所有権その他の財産権を移転しようとする場合には事前に文書をもって甲に通知するものとする。

### （現状復旧）

第5条 甲は、乙の施設を使用した後は、現状復旧しなければならない。

2 乙において現状復旧した場合は、その費用は甲が負担する。

(有効期限)

第6条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

2 甲または乙は、この協定の有効期限満了前に正当な理由によって、この協定を解除しようとするときは30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年2月7日

甲 大分市荷揚町2番31号  
大分市長

乙 大分市田室町9-20  
株式会社レンブラントホテル大分  
代表取締役

---

---